

## 「茶の湯が息づく 堺」ロゴマーク募集要項

### 1. 趣旨

堺市では、「堺茶の湯まちづくり条例」に基づき、互いを敬い、思いやりの心を持ち、ふれあいの時間と空間を大切にする茶の湯の文化が息づく都市をめざしています。

これまでも、さかい利晶の杜での茶の湯体験や、各区で「堺おもてなし茶会」を開催するなどの取組を進めてきましたが、この度市民だけでなく、日本人観光客やインバウンド客に対して、「堺」と「茶の湯」のつながりをより認知してもらい、PRを行うため、「茶の湯が息づく 堺」ロゴマークを募集します。

### 2. 募集期間

令和6年11月29日（金）～令和6年12月27日（金）〆切（必着）

### 3. 募集内容

「茶の湯が息づく 堺」ロゴマーク案

※デザインにあたっては、4. ロゴマークの制作条件を参照してください。

### 4. ロゴマークの制作条件

（1）次に掲げるすべての要件を満たしていること

- ・「堺」と「茶の湯」のつながりが分かるデザインであること。
- ・「堺」「さかい」「サカイ」「SAKAI」「SACAY」（大文字、小文字は問わない）などの文字を入れる場合は、文字も含めたデザイン性に留意すること。
- ・さまざまな取組（チラシやポスターへの掲載、SNSによる発信、関連グッズへの印字等。民間での活用も含む。）に使用しやすいものであること。
- ・幅広い世代や国籍を問わずに親しまれるデザインであること。
- ・フルカラー・単色での使用や、拡大縮小によりイメージが損なわれないこと。
- ・応募者が独自にデザインし、国内外で未発表のものであること。（結果発表前に応募作品を公表してしまうと、「未発表」でなくなるおそれがあるため、ご注意ください。）

（2）次に掲げるいずれの要件にも該当しないこと

- ・政党その他の政治団体、宗教に関連するもの。（ただし、歴史的、文化的又は美術的な価値を有するものの他ロゴマークとしての使用に広く理解を得られるものは除く。）
- ・特定の企業の営利活動を目的とするもの。
- ・個人、団体の名誉を傷つけるおそれがあるもの。
- ・特定の人物をモチーフとしたもの。（ただし、広く親しまれ、歴史的にもその評価が定まっている人物を表象するものは除く。）

- ・他者の権利（知的財産権等）を侵すおそれがあるもの。
- ・公序良俗に反するおそれがあるもの。
- ・応募者が特定できる情報が含まれるもの。

### （3）応募作品の規格等

- ・電子データのみのお応募とし、ファイル形式はPDF、JPEG、PNGのいずれかとします。
- ・応募作品を、Adobe Illustrator®等を使用して作成する場合は、審査が終了するまで元データ（ai形式等）を保管し、堺市からの要望があればご提出ください。また、手書きによる場合も、スキャンするなど上記のファイル形式にデータ化を行ってください。その場合も、審査が終了するまで原画を保管し、堺市からの要望があればご提出ください。
- ・データサイズは、1作品10MB以内としてください。

## 5. 応募資格

- ・どなたでも応募可能
- ・1人（1団体）につき何点でも応募可能

※未成年の方が応募する場合には、保護者の方の同意が必要になります。

※団体での応募も可能ですが、その場合は代表者1人が手続きを行ってください。

## 6. 提出物

- （1）作成したロゴマークデザイン【PDF、JPEG、PNG形式のいずれか、10MB以内】
- （2）応募申請書【WordまたはPDF形式、電子メールで応募する場合のみ】

※（2）応募申請書は、電子メールで応募する場合のみ提出が必要です。

堺市電子申請システムで応募する場合は、応募申請に必要な情報をシステム内で入力いただくため提出不要です。

※（1）及び（2）のファイル名は、それぞれ「(応募者氏名) ロゴマークデザイン」、「(応募者氏名) 応募申請書」に変更してください。また、複数応募される場合は、応募者氏名の後ろに番号を付してください。

例 1 作品目：(堺太郎1) ロゴマークデザイン.pdf、(堺太郎1) 応募申請書.docx

2 作品目：(堺太郎2) ロゴマークデザイン.pdf、(堺太郎2) 応募申請書.docx

## 7. 応募方法

「6 提出物」に示すものを作成し、堺市電子申請システムか電子メールにより応募してください。

### （1）堺市電子申請システム

応募専用フォームで応募してください。

## (2) 電子メール

電子メールの件名を「ロゴマーク応募」とし、「作成したロゴマークデザインのデータ」と「応募申請書」を添付の上、堺市文化課（bunka@city.sakai.lg.jp）まで送付してください。また、メール1通につき10MB以内としてください。

## 8. 審査方法及び審査基準

### 【審査方法】

#### (1) 一次選考

堺市文化観光局職員により、二次選考の候補作品を選考します。

#### (2) 二次選考

「茶の湯が息づく 堺」ロゴマークのデザインに関する懇話会で意見を聴取し、堺市が採用作品1点を決定します。

### 【審査基準】

- ・メッセージ性…「堺」と「茶の湯」のつながりが分かりやすい
- ・親和性…市民にとって馴染みやすく、民間が行う様々な取組にも使用しやすい
- ・デザイン性…デザインとして優れている
- ・視認性…年齢や文化の違いに関わらず、一目見て認識しやすく、覚えやすい
- ・再現性…カラーだけでなく単色での使用や、拡大縮小によりイメージの変化が少ない

## 9. 賞金等

採用作品の応募者（1人又は1団体）に対して、賞金5万円と、さかい利晶の杜立礼呈茶券（ペア）を贈呈

贈呈式（予定）：令和7年3月20日（木・祝）

※未成年の方は保護者同意のもと授与

## 10. 結果発表

選考結果は、堺市ホームページ等で公表します。決定したロゴマークの応募者には別途通知しますが、選外の応募者に対しては、個別連絡いたしませんのでご了承ください。

（なお、発表時期は令和7年2月下旬を予定しています。）

## 11. 個人情報の取り扱い

応募に伴う個人情報は、この事業以外の目的には使用しません。ただし、採用作品の応募者については、採用作品と一緒に氏名、住所（市区町村まで）、職業（又は学校名）、作品の説明等を、堺市ホームページ等に掲載させていただきます。

## 1 2. 注意事項

### 【応募について】

(1) 未成年の方が応募する場合は、保護者の方の同意が必要です。また、未成年の方の作品が採用された場合は、賞金等の授与にも保護者の同意が必要になります。

(2) 応募にかかる費用は応募者の負担とします。また応募作品は返却いたしません。

(3) 応募作品は、自作（AIによる画像生成を除く）、未発表のもので、第三者の著作権（著作権法第27条から第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）や商標権、その他法律上保護される一切の権利を侵害しないものとします。

(4) 応募に伴い、応募者間又は応募者と第三者間において諸問題が発生した場合、堺市は一切の責任を負いません。

### 【採用作品について】

(5) 応募者の連絡先の記載がない場合や、応募者と連絡が取れない場合は不採用とします。

(6) 採用作品をロゴマークとして使用しますが、必要に応じて補作を行うことがあります。

(7) 採用作品が他者の権利を侵害することが判明した場合、その他本募集要項の規定に違反していることが認められた場合は、結果発表後であっても採用を取り消すものとします。また、他者の権利を侵害するおそれがあると認められる場合も、採用を取り消すことがあります。（その場合、贈呈済みの賞金等は返還していただきます。）

(8) 前項に記載する採用の取消に伴い、応募者が受けた損失・損害等に対して、堺市は一切の責任を負いません。

(9) 採用作品について、第三者から権利の侵害、損害賠償等の主張がなされた場合、採用作品の応募者は自己の責任において解決を図るものとし、堺市は一切の責任を負いません。堺市が損害を被った場合は、損害を賠償していただく場合があります。

(10) 採用作品に関する著作権や商標権、その他一切の権利は、堺市に無償で譲渡し堺市に帰属することとします。また、採用作品の応募者は、採用作品について、堺市及び堺市が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないものとします。なお、最終選定後に採用作品の応募者には、著作権等譲渡に係る同意書を提出していただきます。

## 1 3. 問い合わせ先

堺市 文化観光局 文化国際部 文化課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1

電話：072-228-7143 FAX：072-228-8174 メール：bunka@city.sakai.lg.jp